

第153回鳥取県都市計画審議会
議 事 録

(平成29年11月27日)

鳥取県都市計画審議会

1. 出席者（9名）

小椋弘佳、尾崎直美、門脇京子、川上守、小林知子、辻富美子、谷本圭志
徳嶋靖子、西川文雄

2. 欠席者（7名）

讃岐英夫、猿澤美鈴、島林昌子、張漢賢、濱田香、福田俊史、山下一郎

3. 説明のため出席した者

県土整備部 丸毛次長、技術企画課 井上室長

4. 傍聴者

1名

5. 事務局

技術企画課 田中係長、和田土木技師

6. 開催日及び場所

日 時：平成29年11月27日（月） 午後2時00分から午後3時20分まで

場 所：鳥取県庁議会棟特別会議室（鳥取市東町1丁目220）

7. 会議次第

（1）開会

（2）議事

議案1 気高都市計画道路の変更について

議案2 鹿野都市計画道路の変更について

議案3 青谷都市計画道路の変更について

議案4 米子境港都市計画区域区分の変更について

議案5 米子境港都市計画臨港地区の変更について

（3）閉会

8. 会議議事

14:00開会

田中係長 それでは第153回鳥取県都市計画審議会を開催いたします。徳嶋委員におかれましては、渋滞で若干遅れられると伺っております。徳嶋委員以外の委員の皆様は8人御出席いただいております。定足数を満たし会議が成立しております。

まず、本日、開催に当たりまして川上守様が御就任後初めて御審議に御出席されますので御挨拶をよろしく願いいたします。

川上委員 若桜町議会議長の川上でございます。本審議会は、初めて参加をさせていただきました。早く会に慣れていきたいと思っております。皆さんの御指導よろしく願いいたします。

田中係長 ありがとうございます。

続きまして、本日は傍聴される方がありますので、お手元の傍聴要領を御確認の上、会議開催中は静粛に傍聴していただき、御発言等は控えていただくようよろしくお願いいたします。そうしましたら審議に先立ちまして鳥取県県土整備部次長の丸毛が御挨拶を申し上げます。

丸毛次長 皆様こんにちは。県土整備部の丸毛でございます。第153回都市計画審議会へ御出席ありがとうございます。

委員の皆様御存じのとおりだと思いますが、先週の24日から3日間、東部でポケモンイベントが開催されまして、事務局の予想は3日間で3万人ということだったんですけども、それに反しまして3日間で9万人近いお客さんが来場されたということで非常に経済効果はあったと思われましても、一方で、25日の夜はもう未明から鳥取砂丘周辺で大渋滞となりまして、多分イオンに車を止められたような方だと思いますけども、鳥取砂丘に向けて自転車道を歩いていかれる方もたくさんいらっしゃって、それでも大渋滞を起こすというようなことございまして、沿線の皆様には御迷惑をおかけすることもあったと思えますし、また、周辺で路上駐車ということも非常に多くあったようでして、県土整備部も交通対策チームとして参加をいたしまして警察と一緒に対策をしたのですが、あまりにも多くの来場者で、翌日には砂丘周辺ではなくて東部圏域に範囲を広げさせていただいたというような状況で大変盛況だったということです。

それで、26日には、山陰近畿自動車道の浜坂道路、新温泉町の約10キロの開通式に鳥取県も呼んでいただきまして、兵庫県の井戸知事からも26日まで鳥取砂丘でポケモンイベントがあって、非常に今日は交通量が多いと、地域間交流に道路の果たす役割は非常に大きいということをおっしゃったんですけども、まさにそのとおりで、鳥取県としても今、浦富で岩美道路を整備していますけども、この早期整備だったり、鳥取砂丘から山陰道、鳥取自動車道、この辺が少し欠落区間があります。南北線と言っておりますけども、それらの整備にも早く着手していただくよう国にも要請してまいりたいと思っております。

それで、山陰道、鳥取西道路ですけれども、先般、浜村・鹿野温泉インターあたりで法面対策が必要な状況が判明いたしまして、12月の供用開始が少し延期になるという情報が入ったんですけれども、やはり安全第一でございますので、非常にやむを得ないところではあります、1日も早い供用開始をお願いしたいと思っておるところであります。

また、境港ですけれども、今年のクルーズ船の寄港の結果がまとまりまして、61隻、6万7,000人の来訪者があったところです。これも地域に与える経済効果が非常に大きいものがあると思いますけれども、来年は若干減りまして40回程度、来訪者も6万人弱という見込みで若干数字的には減ったんですけれども、逆に8万トンを超えるような大型船の寄港は8回から18回とかなり増えるということで、ますます今年3月に整備いたしました物流ターミナルをクルーズ船にも有効活用しなければいけないということがこれからも増えてくるのではないかと思っています。

それで、今日は供用開始が延期になりましたけれども、この西道路に関する案件、先ほど申し上げた境港の港湾用地の案件の2つの案件を御審議いただきたいと思っておりますので、本日はよろしくお願ひ申し上げます。

田中係長 会議資料の確認をさせていただきます。会議資料は次第、委員名簿、配席表、議案概要、傍聴要領、右肩に資料1と書いてあるA4版のカラーの資料、同じく資料1-1とあるA4のカラーの図面、さらに資料2と書いてあります境港の資料、A4のカラーのものがございます。それと今日配りした、お手元にあるかと思いますが、国土交通省様から発表されたカラーの資料、A4版のものが一部ございます。

資料の不足や印刷が不明瞭なものはございませんでしょうか。

なお、本日の議題につきましては、追加の内容等も含まれておりますので御了承ください。それでは会議を進めさせていただきます。

議長の谷本会長、進行をよろしくお願ひいたします。

谷本会長 はい、皆さんこんにちは。

早速始めたいと思うんですけれども、次長から話がありましたように、特に問題なければ、今日ここで西道路の話を見せていただいて、早ければ今月中にという、そういう計画があったんですけれども、自然相手ということで、なかなか難しいですね。この時代になってもやっぱり先が読めないというか、安全第一で進めていくのがいいだろうかと改めて思いました。

技術的なことはまた別途専門家の委員会も立ち上がっているようですので、私どもはそういう技術的なことではなく、都市計画の中でのお話になるんですけれども、とはいえ、今どういう状況かということも事務局から話もありますので、それも含めて皆さんいろいろお気づきの点、御指摘いただければと思います。

今日の審議会は皆様の次第にありますけれども、議案1～5ということで大きくは2件ということでございます。

それでは、いつものとおり議事録署名委員を指名させていただきたいと思っております。小林委員さんと尾崎委員さんをお願いしたいと思っております。よろしくお願ひします。

それでは、議案第1～3について、一括して説明を事務局からお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

井上室長 都市計画室の井上でございます。議案の1～3について一括して御説明させていただきます。正面のスクリーンを使って説明させていただきます。正面のスクリーンと同じ内容の資料をお手元に配布させていただいておりますので、そちらも御確認いただきながら進めてまいります。

本議案は、先ほども会長からもお話がありました12月17日に供用開始予定だった山陰道の鳥取西道路のうち、浜村鹿野温泉インターチェンジから青谷インターチェンジの区間の都市計画変更について審議いただくものでございます。

この区間は気高、鹿野、青谷と旧町の3つの都市計画区域に関する都市計画道路として、旧町のエリアで都市計画区域が分かれておりますので、その区域ごとに3つの道路という形で決定をしております。それをそれぞれ変更させていただくというものでございます。

資料1ページのとおり、議案1～3号気高、鹿野、青谷都市計画道路の変更で全て同じ1・4・1号鳥取青谷線でございます。

2ページお願いします。議案の概要を説明させていただきます。変更の概要でございますけれども、事業の流れとして、まず、最初に航空写真によりまして測量いたしました。それに基づいて予備設計をした図面に基いて、当初の都市計画決定をさせていただいております。これが今、決定されている都市計画道路となります。

その後、現地測量、詳細調査、詳細測量をして、今回、現地地形なり、現地の状況に合わせた構造が決まりましたので、都市計画決定の変更をさせていただくというところでございます。それぞれ具体的な内容は後ほど御説明させていただきたいと思います。

次に、位置の説明をさせていただきます。今回の変更区間は、山陰道、鳥取西道路は19.3キロメートルでございます。このうち今年度開通予定、12月17日と公表されておりました区間4.68キロ、この区間の変更でございます。

しかしながら、先ほど丸毛次長、会長からもお話がありましてとおり、11月17日の朝刊でまず一報ございましたけれども、この区間のうち鹿野町重山地区、これが今回3つの議案のうち議案2が鹿野都市計画区域の道路になりますけれども、この箇所では法面の変状が確認され応急対策工事を行いました。専門家の現地調査の結果、安全な通行の確保のためにはさらに検討が必要だということになりまして、国土交通省では開通日の延期と発表されました。このため、本日の審議では、まず諮問をさせていただいたこの1～3の3つの議案を御説明させていただきます。それで、その後、この法面変状の概要、どういうことが起こったかということをお説明させていただき、さらにそれによって、この都市計画決定の変更はどういう影響が出てくるかということをお説明させていただきたいと思います。

また、残ります浜村鹿野温泉インターチェンジから鳥取西インターチェンジ間は現時点で平成30年度に供用開始予定ということですので、この区間は別の機会の本審議で

審議いただく予定としております。

さらに、これより西の区間、既に供用済みですが、青谷インターチェンジから泊東郷インターチェンジ間も本線の変更が必要な部分がございますので、これも改めて審議をしていただきたいと考えております。

4 ページお願いいたします。路線概要の図になります。最初に御説明しましたとおり、今回の変更区間は3つに分かれておりました、まず1番、これが気高都市計画区域になっておりました、鹿野都市計画区域はこの2の部分、この3の部分が青谷都市計画区域という関係となっております。

5 ページお願いいたします。道路の諸元でございます。表のとおりでございます、3つの路線とも延長、道路規格、代表幅員、車線数は当初決定から変更はございません。

6 ページお願いします。こちらに横断構造も表示しておりますけれども、こちらも変更はございません。上下2車線、4車線で全幅20メートルという構造でございます。

7 ページお願いします。こちらはトンネル部とランプ部でございます。これで、表に代表幅員が20メートルの区間と18メートルの区間があったかと思っておりますけれども、この盛土の区間、トンネルの区間それぞれの区域でございますけれども、その区間が一番長いところの幅員を代表幅員としておりますので、例えば青谷はトンネルが長いので代表幅員が18メートルになっております。他の区間は切ったり盛ったりの部分があるので、20メートルが標準幅員になっております。

引き続きまして、具体的な変更内容の代表的なものを順番に御説明させていただきたいと思っております。

こちらの図面は、通常と違っておりました北が下になっております。それで、左側が鳥取方面、右側が青谷方面という図面になっておりますので、混乱を招くかもしれませんが、このようにご覧いただけたらと思っております。

変更内容①でございます。ここは浜村鹿野温泉インターチェンジ部分です。ここがインターチェンジになっております。大きな変更は、図の真ん中の黄色い部分が、削除する区域という形になっております。それで、緑は変わらない区域、赤が追加する区域、幅が増える区域という形でございますけれども、この黄色い部分がここで一番大きな変更となっております。ここは当初、全体を盛土の構造としておりました。この部分は橋の構造に変更しております。それで、^{ひょう}避溢断面を確保という言葉を書かせていただいております。皆さん聞き慣れない言葉になるかと思っておりますけれども、簡単に御説明しますと雨が降りますと、その雨がすぐ河川に流れ込みまして下流に下っていきます。それで、川なり水路なりを伝って水が流れるものもありますし、さらに、この田んぼの表面を伝って流れてくるものもございます。こういう水の流れがあるんですけれども、盛土を全部してしまいますと、川は川で戻すんですけれども、この田んぼや地面を伝ってくる水が堰き止められる形になります。それで、川だけ流せばいいっていうんじゃなくて、この地面を流れた分相当を流せるようにある程度幅を広げなければならない。この盛土を開けて下のほうに流れるようにしなければならない。そうしないとここが、盛土が堰に

なって上流側が水に浸かってしまうという形になります。それで、こういうことをその場所、場所で詳細な地形測量、設計によりまして計算し必要な幅を開ける必要がございました。それで今回、その詳細な検討結果を踏まえて、この必要な幅を開けるという形で盛土を橋梁に変更するという変更をしているのがここでございます。

あと、細かなところでいきますと、この道路をつなぐため、コンクリートのボックスカルバートで盛土の下を通る道路ですけれども、この出入口のところの構造を詳細設計で変えたこととか、本線部分が詳細な構造で一部減ったりとか、そういう変更がここではございました。

次のページお願いします。こちらは、後ほど御説明しますけれども、この法面が動いて、今、供用開始が延期になっているというところがございますけれども、その説明は後にしまして、その前の時点の話でございます。ここは、山を切り分けていく形の道になっております。それで、切り分けていくときに両方に法面ができるんですけれども、先ほど御説明申し上げましたように、その航空写真測量による地形測量、これに基づく地形によりまして、予備設計で設計した範囲がこの全体色がついた外側になります。

詳細設計しましたら、これはイメージでございますけれども、もともとの予備設計なり航空写真ではこういう地形だと思っていたのが、詳細に測量するとちょっとだけずれていた。そうした場合、こちら側では上まで切るってしていたものがここまででよくなった。となると、その幅分だけ道路としては必要になくなったというのが、平面図で見ますとこの黄色い部分が必要でなくなって削除とする区域にしたと。

次のページお願いします。こちらは青谷インターチェンジで、青谷インターチェンジから東側、鳥取方向でございます。最初は全部盛土にしておりましたが、調査しましたところ、埋蔵文化財の包蔵地でございます。重要な、例えば祭祀場の跡とかというのが発見されたエリアになっております。それで、そういう調査を踏まえまして、工事する前に鳥取県教育委員会教育長から事業者の鳥取河川国道事務所に協議といいますか、依頼がございました。内容は、重要なものなので、できる限り現地保存する必要があると。ついては盛土構造を橋梁構造に変更するように検討してもらえませんかという協議文書が出されております。それを受けまして、こういう橋梁の形に変更したということでございます。

よって、この盛土区間は外側の黄色からこの緑の橋の区間まで狭めるということがございます。これが横断的なイメージ図です。盛土ではここを全部を盛ってしまう、調査しなければならない、改変する可能性があるということですね。それを、この橋脚部分だけと、必要最小限にするということを行いました。結果、経費も安くなりました。

埋蔵文化財調査は、一層だけじゃなくて何層もでございます。非常に金額がかかる、さらに時間がかかるというのが、この変更によりまして全て改善されたという状況でございます。そのための変更ということでございます。

次、お願いします。続きまして、これはトンネルです。気高青谷トンネルでございます。これは何が変更になったかといいますと、トンネル内の非常駐車帯、避難路、避難

連絡坑を設置しました。具体的には、ここにイメージがありますけれども、トンネルを走っていると事故車やなんかで一時的にとまる、そういう停車帯です。また、平面図でいうとこういう横についたところですね、どちらかのトンネルで火災等発生した場合、隣のトンネルに逃げるというような通路を設置しております。

当初は、このトンネル本体の幅だけで都市計画決定しておりましたけれども、詳細な地質の調査なり、トンネルの設計を踏まえまして位置が決定しましたので、今回追加させていただいたということでございます。

続きまして、こちらは青谷インターチェンジ。今は、米子方面からトンネルでずっと海岸線のほうに行く道がございますけれども、この部分でございます。これは先ほどありました盛土を橋に変えたと、これがこの区間でございます。さらに、ここでは一部ランプの形状が変更になっております。これは地元調整でこの黄色い部分ですけれども、ここに、このランプを挟んだ山側、海側を結ぶ道を新たに設置しまして、その関係を踏まえ、これに影響がない形でランプの形状を変えたことによって、一部変更とさせていただいております。

お手元に資料1-1という横長のものを配布させていただいております。これをごらんいただければと思いますけれども、基本的には資料1-1の1枚目、2枚目は御説明しました。3ページ目は、黄色い部分が先ほど御説明しました^{ひえつ}避溢断面の確保という形で盛土が一部橋梁になっております。

次のページですけれども、ここらも会下高架橋という表示がありますが、^{ひえつ}避溢断面を確保し、また、右手の気高青谷トンネルではこれも詳細設計の設計による変更。

それで、次のページは、先ほど御説明しました気高青谷トンネルの非常駐車帯、停車帯等です。

あとは、全般的に先ほど御説明しました代表的な事例と同じような理由で変更とさせていただいております。

続きまして、資料1の13ページに戻らせていただきます。

関係者への説明、縦覧の状況でございます。

関係者説明としましては、変更計画を平成22年2月～3月にかけて関係6地区で説明、これは設計協議で、用地買収等をさせていただくに当たりまして具体的な説明もさせていただいて、おおむね異論はございませんでした。

それで、関係機関協議といたしましては(1)の関係市町村への都市計画法に基づく協議で、鳥取市は異議がない旨を御回答いただいております。道路管理者協議は管理者となる国交省に協議し、これも異議がない旨の回答いただいております。

なお(3)に環境影響評価の取り扱いを記載させていただいておりますけれども、今回は、この法に定める軽微な変更該当するため環境影響評価の見直しは不要となっております。

また、表のとおりに変更計画の縦覧を行いました。閲覧者はなく意見書の提出もございませんでした。

14ページをお願いします。今後のスケジュールでございませう。本日の審議会において御審議いただきまして、可決決定いただきますれば12月には都市計画決定告示を行いたいと考えております。

以上、諮問させていただきました議案1～3の内容を一通り御説明させていただきましたけれども、引き続き、法面変状の概要とそれによる今回の都市計画変更に対する影響を御説明させていただきます。

本日お配りしました追加資料等と資料1-1もごらんいただけますでしょうか。

資料1-1の1枚目の裏側が位置関係です。こちらの左手が浜村鹿野温泉インターチェンジで、真ん中あたりの黄色い部分が変状した部分で、これが今回の計画変更対象となっております。

それで、変状の位置は、通称で重山地区といいます、正式には乙亥正地区でございます。場所は図面で先ほど御説明しましたけれども、この航空写真でいきますと奥が鳥取方面で、手前が米子方面です。それで、ここが浜村鹿野温泉インターチェンジでございます。それより、少し米子方面の海側のこの山、この部分が変状したということでございます。

この山を正面から見た写真がこれです。表面を見ますとコンクリートのピンの頭というか柵みたいなもの、受圧板がありますけれども、これを貫いて、鋼製のアンカーを山に突き刺しておまして、これで法面を山に縫いつけて安定を保っておるという構造でございます。

そのうち、この赤でバツをした4カ所が9月ごろに破損しました。ケーブルが破断と言っておりますが、線自体が切れており、さらに、これが中から突き出しているという形になっております。

それで、応急対策工事として、水色の部分、これを押さえ盛土ということで、前に盛土をしております。これは、この山が動き出すとき、地滑りなんかの場合は、この法面の下がグッとせり出して、ずるっと傾くような形で前がせり出し、上がへこんだから、このアンカーが表面に突き出したんだと思いますけれども、その前にずり出す力を押さえるための押さえ盛土というものを応急で実施しました。これが9月ごろの話でございます。

それで、先ほど御説明しましたものがこれです。横から見た図です。これは鳥取方面から米子方面、横断図で見た形です。

受圧板に鋼製のアンカーをつけまして、それで地山まで真っ直ぐボーリングして突っ込む。それで、このアンカーを、地山部分とコンクリートでとめ、表面の受圧板とつながましてさらに引っ張ります。ということで、この下の固い部分と上の受圧板とでこの法面の土の塊を押さえつけて、縫いつけて安全を確保するという構造にしておったものが、これが切れてしまい前に飛び出した。それで、その対策としまして先ほど水色の押さえ盛土で、法面の下の部分を押さえ、ずり出す力を押さえようとしてました。

さらには、こちらに対策工事で水抜き、排水ボーリングをしております。これはどう

しても地下水がここにありますと、この土の塊自体が重くなって動き出しやすくなります。さらに水があることによって土塊が不安定になる、滑りやすくなるということがありますので、そういう水を抜くことも応急対策で行われました。

ただ、結果として、この2つの対策では十分に安全が確保できないという状況になったというところがございます。

それで、今の資料で、国土交通省鳥取河川国道事務所のホームページで公表されたようなことがございます。

この最初のものが、11月21日付で法面変状、開通予定の見直しという形で公表されたものがございます。書いてあります内容は先ほど申し上げました法面の変状、それと応急対策、それで、これでは十分じゃないので11月24日、先週の金曜日に専門家によります技術検討会を開催するというので、その結果を踏まえて開通時期を決めるという記載がございます。

続きまして、追加資料の2枚目、第1回鳥取西道路技術検討委員会概要、先週金曜日開催された委員会の概要でございます。結果としまして、2つ目の丸、現地調査時の意見でございます。今回の原因は、山頂部を越える深い地滑り面が想定されると、それで、最後その3つ下の、現状の対策で安全な通行を確保できるかさらなる検討が必要という現地調査時の結果を踏まえて、今後の追加調査の方針と対策工法の検討という形で原因究明、対策工の検討に向けて追加のボーリング調査が必要であると。

それで、対策工案としましては、現時点ではグラウンドアンカー再設置、さらに深くという形になると思いますけれども、このアンカーでもう一度縫い直す、という工法とか、頭部排土、これは先ほど申し上げましたが、法面の上の方の土の重みでずってきますので、上の土を取ってしまえば重みが軽くなって滑らなくなってくるんじゃないか、こういう工法、さらには本線自体をボックスカルバート、トンネルにしたりという案が議論されております。

それで、次回は12月下旬頃に、委員会を開催して検討を進められるという状況で、まだ対策工は決まっておられません。対策工が今後決まっていくという状況の中で、この都市計画変更にどういう影響があるかというところがございます。

まだ、私どもも詳細を承知してないので想定されることで申し上げますけれども、まず、対策工法でグラウンドアンカー再設置の場合ですと今の法面に再度深くアンカーを打ち込むということですので、今の計画道路の範囲は変わらない可能性があります。

頭部排土になりますと、今の法面の上側の土を切っちゃうということで、さらに道路の範囲が広がることになります。その場合、都市計画が変わる可能性があります。

さらに、極端な場合、トンネルになればまた範囲が変わってくるので、そこら辺は予断を許さない場合がありますけれども、結果的に今の案の範囲に落ち着く可能性もあれば、変わる可能性もあるというのが現状でございます。

以上が法面の変状の概要と都市計画の変更に対する影響でございます。それで、これらの状況を御確認いただきました上で、議案1～3号この御審議をいただきますようよ

ろしくお願いいたします。

谷本会長 詳細な御説明であったんですけども、ひょっとしたら土木屋さんじゃないとちんぷんかんぷんということも部分的にはあったかもしれませんが、ただ、最後にありましたけども、今後どうするかというところが不確定というか、このままでいいかもしれませんし、もっと大規模な対策が必要になってくる場合もあるということ。

そういう中で、御提案としては、いっぺん、これはこれで、現段階で決定はしておいて、大幅な変更が必要であれば、そのときにまた改めて皆さんに御審議していただくというように聞こえたんですけども。

井上室長 はい。当然、こういう不確定なものでどこまで決定するかという御意見あると思えますけれども、そこら辺を今回御審議いただいた上で、事務局としては、まずは今時点のもので決定と、具体的に考えておりますのは、もし変わらなければそのまま決定告示をさせていただき、当然、それは対策工が確定するまで待つという形の付帯意見的なものになります。それで、範囲が変われば、改めまして先ほど御説明しました関係機関協議なり、公告・縦覧、審議会等で審議いただいた上で再度変更する手続きをしっかりと取らせていただき、最終的な変更という形にさせていただきたいと考えております。

谷本会長 ということを、事務局の案ですけども、まず案に対してどうこうということもあるんですけども、御説明の中で不明な点とか、今後どうするのとか、いろいろ御質問等がございましたら、お受けしたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

辻委員 教えていただきたいんですけど、この変状経緯ということで、アンカーが飛び出してきたという現象が起きているみたいですけど、この原因はまだわかってない、ここに山頂部を越える深い滑り面が想定されるっていう表記があったりするんですけど、これはあくまでもまだ想定段階で、なぜそのアンカーが飛び出してきたとかという原因が、まだわかっていないということですか。

井上室長 先週金曜日の委員会は、詳細部分は非公開で開催されましたので、そこでどういう議論がされたかというのは承知していないところなんですけれども、この概要、結果を見させていただきますと、やはりもっと調査しないとわからない、現地を見た限りでは、多分、上の方でもさらに広い範囲で動いているような様子が見えるし、それが山頂部のどこまでかわかりませんが、もっとこう動いたんではないかと。通常、地滑りって円弧状になりますけれども、こういうすべり面で動いたんではないかっていうような想定を今されておられる。

それを調べるにはボーリングをしまして地下水位なり、物質の状況、場合によっては、実際こういう動きがあった場合、境界面で土が動いた跡があることがボーリングで発見されることがあります。そういうようなものを調査した上で動いてるんじゃないか、じゃあ、どういう対策をしようという検討を今後されていかれるという段取りだと想定されます。

辻委員 重山地区で、今回のようなケースって今までもあったのですか。

井上室長 すいません。詳細は承知していないんですけども。

この場合、多分、この今の前の盛土とか、排水ボーリングとかしながら抑えていったら収まるんじゃないかということで、今まで供用開始の日程が決まっていたと思うんですよ。ということで、その場に応じた対策工法で収まれば、そのまま安全確保できたという形で供用開始したと思いますけれども、今回のように直前になって変わるとかっというのはあまり聞いたことはないですね。

谷本会長 なかなか土とか岩ってわかんないんですよね、落石なんかも落石寸前まで兆候何もなしっていうのも結構あったりして。ちょっとわかりませんが、いっぱい雨が降りましたけど、今年、奈良県の方でも、九州もそうですよね。ああいうのがトリガーになっているのもあるかもしれませんし、その辺わからないですけども。

怖いのは、本当ガバッと山頂部がこういうふうになるともう根こそぎですよ。

ということで、調査結果を見守るしかないのかなと思うんですけども、ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ちなみに、これ、調査っていてもすぐわかるものじゃなくって、調査してもその調査結果によってもっと調査が、第2弾とかもあり得るし、以外と軽微であるというような結論もあると思うので、その辺のスケジュール感みたいというのは、技術検討委員会で示されているわけではないんですかね、今のところということで。

井上室長 今時点で示されておりますのは、第2回を12月下旬にということで。

その時、どこまで調査が進んでいてどこまで工法が決まるかと、工法を決めるところまでいくかということも含めてですね、そういう状況を見守るしかないかなと思っております。

谷本会長 やっぱり自然が相手なのでどうしようもないということはあると思います。ほかどうでしょうかね。

では、そうしますと取り扱いについて、皆さんと御相談させていただきたいと思うんですけども、事務局からの提案は、仮に、これで決定したとして、対策がもし軽微であればこのままいくかもしれないというような可能性もないわけではないと、ただ一方で、もっといろんな対策をする必要性が生じるかもしれない、その場合は、今日の決定ではすまないというか、それ以上の変更というのが出てくる可能性があるとして、それで、その場合については、もう一度この手続をして皆さんには御審議いただくというプロセスでいかがでしょうかということかと思えます。

ということで議案1、2、3ありますけども、特に議案2ですね。議案1、3は多分これから何事もなくというか、懸念されることでもないので議案2に関しては、そういう取り扱いにという御提案になりますけども、こういった進め方に関しましてはどうでしょうかね。あまり例がないものですから、いかがなものでしょうか。

井上室長 よろしいでしょうか。可決いただきましたら答申をいただきます。その場合には、適切であるという回答をいただくんですけども、今のお話のとおり、条件によって変わるということがございますので、付帯的な言葉をつけ加えていただきまして、今、会長から御説明いただいたような、こういう状況を見て必要な変更があればちゃんと対応す

るという条件つきで妥当と認めるという答申をいただければ、事務局が適切に責任を持って、国土交通省の対応を踏まえた都市計画の決定なり、変更なりをさせていただくという形にさせていただきたいと考えております。

谷本会長 はい。付帯的な条件をつけて答申するというようなことで、それでいかがでしょうかということですか。

もっと細かなことをいうと、その付帯的な条件というのは、基本的に法面对策のための都市計画決定に変更が生じた場合は再度手続きをするというような、そういった文面をつけるということで、その文面は会長預かりということでやらせてもらうということになると思うんですけど、それも含めていかがでしょうか。

よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

変則的な議題で申しわけなかったんですけども、基本的には原案どおり可決決定ということですけども、法面对策については先ほど申しましたけども、きちんとした付帯条件をつけて条件を伏すということを含めて、今回の決定事項ということにさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

では続きまして、議案第4、5、米子境港都市計画区域区分、臨港地区の変更についてということで、一括して事務局からお願いいたします。

井上室長 続きまして、議案4、5につきまして、資料2とスクリーンで御説明させていただきます。議案4米子境港都市計画区域区分の変更及び議案5同じく臨港地区の変更について御説明申し上げます。

この両議案とも同一箇所でございます。境港の外港中野地区の国際物流ターミナルとして整備された港湾施設用地、この埋め立てによって生じた土地についての計画決定でございます。

なお、この議案4の区域区分でございますけれども、この変更につきましては今年10月25日の152回審議会にて予備審議をいただいております。その際には特に御異論等はなかったように記憶しております。

ということで、本日、先回と同じような御説明がダブるところがあるかとは思いますが、改めて御説明をさせていただきたいと思っております。

資料の2ページをお願いします。議案4、区域区分の変更を審議いただくにあたりまして、都市計画法に基づく都市計画区域の区域区分制度の概要について、簡単に御説明させていただきます。

都市計画法第7条の1項で無秩序な市街化を防止して計画的な市街化を図るとき、市街化区域、これは開発していく区域ですね、と市街化調整区域、開発を抑制していく区域を定める規定になっております。今回はこの市街化区域、開発していく区域にこの埋立地を編入していくという議案でございます。

3ページです。これは米子境港都市計画区域の市街化区域の変遷を表した図面でございます。ピンク色で塗ったところが昭和46年当時の市街化区域で、青の縦線の範囲が平成28年度までに拡大した市街化区域です。特にこの臨海部とか埋立地を中心に地域

の発展に伴いまして、市街化区域は徐々に拡大しております。

今回諮問させていただいておりますのは、この赤い点線の丸の部分です。境港弓ヶ浜半島の先っぽに近いところでございます。

臨港地区の変更を審議いただくにあたりまして、臨港地区制度の概要について御説明申し上げます。これは、都市計画法上の位置づけでは、第9条の22項に、臨港地区は港湾を管理運営をするために定める地区とされております。

さらに23条4項では臨港地区に関する都市計画は港湾管理者が申し出た案に基づいて定めるものとされております。本件につきましては、境港の港湾管理者である境港管理組合、これは鳥取・島根県両県で組織する一部事務組合でございますけれども、この境港管理組合からの申し出によって変更の手続を進めておるところでございます。

臨港地区への編入にどういう効果があるかということでございますけれども、必要に応じて建築行為の規制を適用することができます。都市計画区域で例えば工業地域とかの用途地域に入れるんですけども、その規制にさらに臨港地区内で厳しい規制といいますか、そういうものを組み入れることができます。

また、臨港地区に編入されますから、例えば港湾管理者以外の者が一定規模の工場などを増設する場合は事前に港湾管理者へ届出が必要になります。それで、届出が、港湾を運営していく上で港湾計画を港湾管理者が策定しますけれども、その港湾計画なり港湾自体の運用に支障を及ぼす場合はそういう行為を止めるような手続をすることができますというのが、この臨港地区編入の効果でございます。

5ページお願いします。今回の変更箇所は、境港の港湾施設用地でございますけれども、ここでは境港の概要を御説明申し上げます。図に色がついたところが港湾施設です。鳥取側にもございますし、島根県側にも施設があります。これら一体が境港でございます。そのために、管理者が鳥取県と島根県で組織した一部事務組合の境港管理組合ということになっております。

それで、こちらは重要港湾に指定されておりますし、リサイクル港、日本海側拠点港に選定されておまして、中国、韓国との定期コンテナ航路が開設されておりますし、DBSフェリーとかも就航しております。

さらに近年、次長から御紹介しましたように、クルーズ船の寄港数が非常に増えているという状況でございます。北東アジアにつながるゲートウェイとして、産業振興、にぎわいづくりの拠点として、山陰地域、鳥取県・島根県を含めて地域の発展に貢献しているところでございます。

次お願いします。今回の変更概要でございます。航空写真で絵をつけさせていただいております。これも先回御説明しましたとおりでございますけれども、ここが中海、こちらが美保湾、美保湾側から中海側に見た図面でございますけれども、この赤い部分が今回の土地でございます。

ここから東向きに弓ヶ浜半島が延びているようなところで、近くに境港市役所があるところでございます。周辺は、ちょっと写真が見にくいかもしれませんが、工業

地として水産加工業なり、工場が建ち並んでいるエリアの、この南側部分を埋め立ててつくったふ頭用地でございます。

どのように利用されるかということでございますが、国内外の貨物物流、貿易のため船が接岸して荷物を降ろしたり、具体的には原木とか、チップとかが主なものですが、降ろして野積み、野外に置いておくスペースです。この南側に新たな国際クルーズ船ターミナルを整備予定ですが、それができるまでは、暫定的にクルーズ船を受け入れる、そういう土地としても利用されているところでございます。

これまでの経緯です。ここでは、埋立計画策定から都市計画変更開始までの経緯を書いております。これも予備審議で御説明しましたので簡単に御説明させていただきますけれども、基本的には地方港湾審議会の審議に基づいて計画を策定して、これ学識経験者なり港湾関係者、利害関係者の集まりの専門の審議会で審議をいただきまして、つくった計画に基づいて埋め立てを行い完了したというところでございます。

それで、平成28年度に埋立事業は完了したんですけれども、その後に境港市ができた土地に地先名、地番を決定しました。それで、この地先名で都市計画区域の変更の手続を進めさせていただいたというところでございます。

今回の変更内容です。この赤いエリア約9ヘクタールが区域区分編入、臨港区域に編入という予定の箇所でございます。先ほど申し上げましたように、周辺は工業地域として指定していますので、同じような用途に指定される予定でございます。

10ページです。ここでは参考としまして、県が行います市街化区域に編入する区域区分、それと臨港地区に編入、こういう2つの手続を都市計画法に基づき行いますけれども、都市計画法に基づきまして市町村が行うこととなっている用途地域の指定について説明させていただきます。

何度も御説明しておりますけれども、周辺ふ頭用地も工業専用地域として指定をして活用されておりますので、境港市が同じ工業専用地域として指定する予定でございます。

11ページは、関係者説明・協議、縦覧の状況でございます。関係者への都市計画面の説明について、土地管理者の境港管理組合については異存なしでございます。この他港湾関係者につきましては、先ほど申し上げました地方港湾審議会で港湾計画を策定する際に御意見をいただいて、それに基づいてこの整備を行っておるというところでございます。②番関係機関との協議状況でございます。米子境港都市計画区域内の関係市村となります境港市・米子市・日吉津村、全てから異存がない旨回答をいただいております。

さらに、本日の審議をいただいた後に、国土交通大臣の同意を得る予定でございますけれども、既に行いました事前協議では特に異存はございませんでした。

都市計画面の縦覧につきましては、11月7日から21日の間に行いましたけれども、閲覧者もございませんでしたし意見の提出もございませんでした。

続きまして12ページ、今後のスケジュール案でございます。本日の審議会において審議いただきまして可決、決定いただきますれば、12月には国土交通大臣と協議し、

同意を得た後に都市計画決定告示を行う予定としております。以上、議案4と5につきまして御審議のほどよろしくお願ひいたします。

谷本会長 先月ですか、この件は予備審議で話をさしていただいて特に異論なしと、それはそうだろうというような感じで終わったかと思うんですけども、前回と比べて違うのは公告、縦覧をしたということで、それで、特に御意見なしという結果で今日に至っているということです。

ということで、大きな問題点はないかと思うんですけど、いま一度お気づきの点がありましたら御指摘いただければと思いますけども、よろしいでしょうか。特にございませんでしょうか。よろしいですか。

では、特に御意見がないということで、本案は原案のとおり可決確定いたします。

ありがとうございました。本日用意しております議案は以上のとおりですので、進行を事務局にお返ししたいと思います。

田中係長 ありがとうございます。それでは、今後の予定につきまして御説明申し上げます。

まず、本日御審議いただきました議案1～3につきましては、原案どおり可決いたしました。議案2については、先ほど御審議いただきました内容を踏まえ、今後の対策工事等により都市計画の内容が変更となる場合には再度都市計画手続きを行うよう条件を付すことといたします。なお、今後の事務手続等につきましては、また都市計画決定告示を行う予定と考えておりますが、また、国土交通省の検討結果によっては再度御説明することもあるかと思っておりますので、とりあえずは今回の御審議を踏まえた手続きとさせていただきますと思っております。

議案4、5につきましては国土交通大臣の同意を得るための協議を行い、年明け以降に都市計画決定告示を行う予定としております。

次回第154回都市計画審議会につきましては、今のところ2月または3月ごろの開催を予定しております。改めて時期が近くなりましたら御案内差し上げますので、御多用中とは思いますが、御出席いただきますようよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、第153回鳥取県都市計画審議会は以上となります。どうも皆様ありがとうございました。